

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	津市 国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津市長

公表日

令和8年9月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険料賦課及び収納業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・滞納整理業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況 なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。 また、国民健康保険法に基づく、津市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とする被保険者の健康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、番号法の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨 ・健診結果の情報管理 ・健診結果に応じた保健指導 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によりオンライン資格確認の仕組みの導入を行うとされたことと、当該仕組みのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）又は社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」（以下「支払基金等」という。）に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び支払基金（以下「取りまとめ機関」という。）が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得及び紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	宛名・口座システム、国民健康保険システム、収納管理システム、滞納整理支援システム、番号連携サーバ（団体内統合宛名システム）、中間サーバー、健康管理システム、次期国保総合システム及び国保情報集約システム、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル
- (2)国民健康保険特定個人情報ファイル
- (3)収納特定個人情報ファイル
- (4)滞納特定個人情報ファイル
- (5)特定健診特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」、「医療保険者」、「他の法律に関する給付の支給を行うとされている者」及び「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173) (情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」等の項のうち、第69、70、71の項 <オンライン資格確認の準備業務> ●番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ●国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保険医療助成課
②所属長の役職名	保険医療助成課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	津市 健康福祉部保険医療助成課 保険担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3160
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----	---

判断の根拠	
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要		また、国民健康保険法に基づき、津市国民健康保険被保険者で40歳～74歳の方を対象とする被保険者の健康維持、医療費の適正化を目的とした特定健診に関する事務において、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・対象者への特定健診受診券の送付、受診勧奨 ・健診結果の情報管理 ・健診結果に応じた保健指導を追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		特定健診システムを追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名		(5)特定健診特定個人情報ファイルを追加しました。	事前	
平成28年1月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		※なお、特定健診特定個人情報ファイルについては、情報連携の対象外とする。 を追加しました。	事前	
平成28年1月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	
平成28年1月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年1月1日時点	平成27年11月1日時点	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		次期国保総合システム及び国保情報集約システムを追加しました。	事前	
平成29年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第24条	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、88、97、106、120の項）	・第三欄（情報提供者）が「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項（17、22、97、106、120の項） ・第三欄（情報提供者）が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「他の法令による給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（9、12、15、78の項） ・第三欄（情報提供者）が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（109の項）	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。）における情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第19条、第20条、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第55条の2	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	削除しました。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		（別表第二省令における情報照会の根拠）第25条、第25条の2、第26条	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険医療助成課長 川邊 勝利	保険医療助成課長 松下 康典	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成27年11月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険医療助成課長 松下 康典	保険医療助成課長	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3276	津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23-1 電話 059-229-3117	事後	
令和1年5月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳリスク対策	なし	リスク対策を追加	事後	新様式に対応
令和2年5月29日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年8月14日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		オンライン資格確認に関する内容を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用		・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項を追加しました。	事前	
令和2年8月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		＜オンライン資格確認の準備業務＞を追加しました。	事前	
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第7号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和4年5月30日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	●番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	●番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	
令和5年5月30日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月28日 時点	事後	
令和7年6月23日	Ⅰ－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法別表第二の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表第二の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	なお、番号法第19条第8号の規定に従い、必要に応じて、同法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄に掲げられた他の特定個人情報保有機関から、上記事務のうち同表の第二欄に掲げられた事務を処理するために必要な、同表第四欄に掲げられた特定個人情報の情報提供を受けて事務に利用する場合がある。その際には、中間サーバーを経由して情報提供ネットワークシステムで情報照会を行う。	事後	
令和7年6月23日	Ⅰ－3 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第一30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	・番号法第9条第1項及び別表44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	
令和7年6月23日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における根拠を記載	事後	
令和7年6月23日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月28日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月28日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年6月23日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業		項目追加	事後	
令和7年6月23日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策		項目追加	事後	
令和8年9月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追加しました。	事後	
令和8年9月4日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	特定健診システム	健康管理システムに変更しました。	事前	
令和8年9月4日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	
令和8年9月4日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	令和8年4月1日 時点	事後	